

## 平成28年第11回 苓北町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成28年10月11日(火)  
午前9時30分 から 午前10時35分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 出席者

(農業委員)

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1番 塚田 修彦 | 2番 平田 秀夫  |
| 3番 坂西 庄三 | 4番 山下 正道  |
| 5番 小野 三幸 | 6番 大仁田 金次 |
| 7番 岡村 貞夫 |           |

4. 本日の欠席委員 ( 0 名)

### 5. 議事日程

- 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
- 日程第2. 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3. 議案第18号 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
- 日程第4. 議案第19号 農用地利用集積計画の認定について
- 日程第5. 議案第20号 非農地判断について
- 日程第6. その他

### 6. 総会書記(農業委員会事務局職員)

事務局長 野田 尚之・局長補佐 田中 慎一・主幹 瀬形 茂

### 7. 会議の概要

#### 1. 開会

開会午前 9時30分

事務局

おはようございます。  
只今から平成28年第11回の農業委員会総会を開会致します。  
まずは岡村会長様からご挨拶をお願い致します。

会 長 皆さん、おはようございます。最近の長雨の影響で、農作業に遅れが出てきているのではという気が致します。先般9月の23日に県農会議所から松尾事務局長と、上野調査員が苓北町に来庁されました。農業者年金、全国農業新聞普及活動に一段と努力をして欲しいとのお願いがございました。会長、事務局一同、普及に頑張っておりますので、委員皆様にも一層の普及をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

事務局 はい、ありがとうございました。  
本日は、全員出席でございます。  
出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願いします。  
どうぞよろしくお願い致します。

議 長 はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はいの声あり)

それでは、1番の塚田修彦委員さんと、2番の平田秀夫委員さんに、お願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、田中氏、瀬形氏を指名を致します。

それでは、日程第2. 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。  
事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第2. 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。  
3ページをお開き下さい。整理番号1の案件につき説明致します。議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より贈与により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は4ページから5ページに図示しております。  
申請物件の表示は議案記載のとおり苓北町白木尾の田1筆959㎡、畑1筆474㎡、合計2筆1,433㎡です。  
権利の種類は贈与による所有権移転で、申請理由は経営規模を拡大するためとの

事務局

ことです。

議案記載の審議の要点につきまして、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明をいただきましたが、この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

2番  
平田委員

本案件について、私の管轄ですので、申請人の譲渡人と譲受人につきましては、親族ということにして、この申請物件であります田と畑は、当該譲受人が裏作などを長きにわたって作っていたということです。今般、親族同士の贈与による所有権移転とのことです。何ら問題ないかと思しますので、ご審議お願いします。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いを致します。

ございませんか。

(なし)

議長

はい、無いようでございますので、整理番号1につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、整理番号1につきましては許可することに致します。

続きまして、整理番号2の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

はい、整理番号2について、ご説明いたします。

6ページをお開き下さい。整理番号2の案件につき説明致します。議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より贈与により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は7ページから16ページに図示しております。

申請物件の表示は議案記載のとおり苓北町志岐の田10筆10, 694㎡、畑20筆7, 657㎡、合計30筆18, 351㎡です。

事務局 権利の種類は贈与による所有権移転で、申請理由は経営規模を拡大するため、後継者への贈与とのこと。議案記載の審議の要点につきまして、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明をいただきましたが、この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

6番 大仁田委員 譲渡人と譲受人は親子の関係で、ここに書いてありますとおり、贈与による所有権移転をしたいということで、確認して参りました。よろしく願いいたします。

議長 はい。ありがとうございました。他にご意見ございませんか。

(なし)

はい、無いようでございますので、整理番号2につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、整理番号2につきましては許可することに致します。

議長 続きまして、日程第3. 議案第18号 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更についてを議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第3. 議案第18号農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、ご説明いたします。苓北町長から合議がっております。農業振興地域整備計画の策定又は変更をしようとするときは農業委員会の意見を聴くものとなっております。今回は農用地区域除外の申請がっており、農業委員会には除外した後転用できるかの可能性についての合議を求められております。それでは、整理番号1の申請です。18ページをお開き下さい。

事務局 申請人は議案記載の個人です。申請物件は芥北町坂瀬川の田の一部1, 227㎡のうち330㎡です。施設の概要は個人住宅です。申請理由は「申請地は宅地と山林に隣接した農地で、これまで水稻を耕作していたが、水の便が悪く自己保全として管理している。今回町外に居住している娘夫婦が芥北町に帰郷し、実家近くに新築するため土地を探していた。他に代替えとなる土地もないことから、申請地を宅地にしたい」というものです。

場所及び概要につきましては19ページから21ページをご覧ください。

審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

なお、農用地区域除外後の立地条件は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由から第2種農地と判断しております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

3番 坂西委員 申請人の方とはお話しは出来なかったんですけど、申請物件の持ち主にお話しを伺いました。娘夫婦ということで、帰って来られる。自分の田んぼの方に家を建てたいというお話しを頂きました。実家に近く、ご主人さんは出張が多くて家にいないような状況ですので、お父さん、お母さんがおられる実家の方に新築をしたいということで聞いて参りました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。他にご意見ございませんか。

事務局 ここでですね、農用地区域の説明を簡単にさせて頂きたいと思います。後ろの方をご覧ください。芥北町が外枠で囲んであります。この中には、農地とか山林とか全部入ってます。その中にですね、町が指定した、農業振興地域が入っています。入ってないのは、萱の木の方が少し入ってないので、ほとんど農業振興地域に入っています。その中にですね、農用地区域ということで、町が指定した区域になっています。今回申請されている物件については、農用地区域に入っているものですから、もし転用とかする場合はですね、農用地区域から一回はずさないと、転用が出来ないということで、規制が引かれています。優良な農地はたいてい農用地区域に入っているということになります。今回ですね、転用申請が出ましたので、ここをはずしてですね、農業振興地域内ですけど、農用地区域からははずしたら転用が出

事務局 来るので、申請が出てます。今回ですね、転用の可能性をここで審議して頂いて、町に回答をするんですけど、その後、農政審議会ですね、もう一回その件が妥当かどうかというのを、もう一回審議されますので、報告をしておきます。以上です。

議長 この件は、農業委員会の意見を聴かれて、総合農政審議会にうたせて、そしてもう一回農業委員会の方に帰って来て、許可をするというような段取りになっていると思います。何か皆様方からご意見がございましたら、挙手をお願いを致します。総合農政審議会には、会長の私と職務代理者代理者の大仁田委員さんが出席することになっております。ご意見ございませんか。

6番 大仁田委員 前にもこういう案件が一件あったような気がします。

議長 これは農業委員会からの意見を聴くということで、町長からの合議がございまして、先程申し上げましたように、皆様方の許可が、賛同が出来たら、もう一回総合農政審議会にかける。そしてもう一回農業委員会で転用許可をするという段取りになっています。

5番 小野委員 20ページですね、図面を見ますと、一枚の田んぼの中に家を建てる分だけ、申請されて、残りはまた、田として植えられるということですかね。

事務局 申請の田んぼ、1, 227㎡となっています。面積が1反2畝ということで、かなり広いんですね。だいたい宅地を建てる場合が、300㎡から500㎡くらいあれば一軒建つということで基準が決まっているんですよ。ですから、今回最低限ですね、どれだけありますかということで、330㎡必要だということで、波線の所で区切っております。残りについては、農地として残すということですね。

5番 小野委員 そしてその図面を見て、その下ですね、ここは宅地になってますね。ここもおそらく農地だったのを宅地に替えられたんですか。

事務局 だいぶ前になるんですけど、当時も除外の申請をして、それから宅地にしています。

3番  
坂西委員

総合農政審議会にかけて、また農業委員会に返って来るわけですか。

議 長

そうです。今度は宅地に転用、農地からはずすという許可を農業委員会でもう一回せにやいかんですね。あくまでもこれは事務局からご説明がありましたように、町長から合議を求められておりますので、農業委員会の皆様のご意見を頂いてこれならいいだろうということで、もう一回総合農政審議会にかけまして、審議をされて、それで良かったら、もう一回農業委員会に返ってきまして、今度は田から宅地に転用するということを審議して頂かないとなりませんが、今事務局から説明がありましたような、あくまでも農用地区域内の件でございますので、必要性があるわけですね。

5番  
小野委員

農用地区域になっているけど、農業振興地域の方に代えるということですね。

事務局

はい。そうですね。

議 長

それでは、無いようでございますので整理番号1につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可見込みがあると決定致します。

続きまして、日程第4. 議案第19号 農用地利用集積計画の認定について上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局

はい。日程第4. 議案第19号 農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。

24ページをお開き下さい。

新規設定で8件ございます。利用権の設定を受ける者は、熊本県農業公社です。利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。

総面積は、田8筆合計10,416㎡です。

以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

(意見なし)

無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので許可することに致します。議案第19号は原案どおり許可することに致します。

続きまして、日程第5. 議案第20号 非農地判断について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第5. 議案第20号 非農地判断についてご説明いたします。

26ページ以降につきまして、説明を致します。

今回、申請者の坂瀬川地区の農地3筆につきまして、非農地調査を行っております。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断についてご審議いただくものです。

調査につきましては、平成28年9月12日に坂西委員、事務局及び農林水産課職員で現地の調査を致しました。位置図につきましては、27ページから28ページ、30ページから31ページに図示しております。調査の結果につきましては、32ページに記載をしております。

以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。本件の現況調査につきましては農業委員1名以上の者により行うとなっております。今回、坂西委員さんにご説明をお願いします。

3番  
坂西委員

9月12日に役場職員と私で現地の調査に行きまして参りました。現場はですね、車で降りて急傾斜があり、現地まで行くのに苦勞しました。登記の方は畑ということで、現況は山林、杉の木等が植わっております。葎がかなり進出してきて、竹の方がかなり多い様な状態です。長く農地もしてないということで、農地とし

3番  
坂西委員

て使用するのは無理かなという状態です。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今担当委員さんからご説明がございました。この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

(意見なし)

はい。ありがとうございました。調査対象の畑3筆について、農地に該当しないということでございます。この判断について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので調査対象の畑3筆につきましては原案どおり農地には該当しないということに決定を致します。

議 長

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 平成28年度農業労働賃金（基準額）について
2. 次回の農業委員会総会について  
次回、平成28年第12回総会は、平成28年11月10日（木）  
午前9時30分からここ庁議室での予定です。
3. 農業振興地域の編入について

議 長

その他皆様から何かございましたら、挙手をお願い致します。

(なし)

議 長

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして、平成28年第11回総会を閉会いたします。

閉会午前10時35分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_